によりIMTを導入しようとする主管庁によって特定される。1429-1452MHz及び1492-1518MHzの周波数帯においてIMTを導入する前述の主管庁によってなされるこれらの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

改　5.342　付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ウズベキスタン、キルギス及びウクライナでは1429-1535MHzの周波数帯は、一次的基礎で国境内における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007年４月１日からは、1452-1492MHzの周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。

追　5.346　アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、レバノン、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パレスチナ*、カタール、コンゴ民主共和国、ルワンダ、セネガル、セーシェル、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、ザンビア、及びジンバブエでは、1452-1492MHzの周波数帯は、決議第223(WRC-15、改)によりIMTを導入しようとする前述に掲げた主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務の他のいかなるアプリケーションによる使用をも妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMTの導入によるこの周波数帯の使用は、第9.21号に基づいて得られる、第5.342号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関する合意が条件になるものとする。決議第761(WRC-15)も参照。

＊ IMTに特定された1452-1492MHzの周波数帯の移動業務への分配のパレスチナによる使用は、決議第99(釜山、2014、改)に従うことに留意するとともに1995年9月28日のイスラエル-パレスチナ暫定合意を考慮する。

追　5.346A　1452-1492MHzの周波数帯は、決議第223(WRC-15、改)及び決議第761(WRC-15)によりIMTを導入しようとする第三地域の主管庁によって特定される。IMTを導入する前述の主管庁によるこの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

改　1525-1610MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
…		
1559-1610	航空無線航行 無線航行衛星（宇宙から地球）（宇宙から宇宙）5.208B 5.328B 5.329A 5.341	

改　5.352A　1525-1530MHzの周波数帯においては、海上移動衛星業務の局を除く移動衛星業務の局は、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、フランスと第三地域のフランス海外県、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ベトナム及びイエメンの1998年４月１日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

改　5.359　付加分配：ドイツ、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、カメルーン、ロシア、フランス、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リトアニア、モーリタニア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びウクライナでは、1550-1559MHz、1610-1645.5MHz及び1646.5-1660MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、これらの周波数帯における新たな固定業務の局の設置を避けるため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。

削　5.362B

削　5.362C

改　5.382　業務の種類の地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に対する1690-1700MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とし（第5.33号参照）、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する1690-1700MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎（第5.33号参照）、移動業務（航空移動を除く。）に対する分配は、二次的基礎とする。

改　5.384A　1710-1885MHz、2300-2400MHz及び2500-2690MHzの周波数帯又はその周波数帯の一部は、決議第223(WRC-15、改)によりIMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のいかなるアプリケーションによる使用をも妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

改　5.386　付加分配：第二地域（メキシコを除く）並びにオーストラリア、グアム、インド、インドネシア及び日本では、1750-1850MHzの周波数帯は、第9.21号の規定に従って同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別な考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務（地球から宇宙）及び宇宙研究業務（地球から宇宙）にも分配する。

改　5.388　1885-2025MHz及び2110-2200MHzの周波数帯は、世界的基礎で、IMTを導入しようとする主管庁による使用を特定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第212(WRC-15、改)に従ってIMTに使用するものとする（決議第223(WRC-15、改)も参照）。

改　5.391　2025-2110MHz及び2200-2290MHzの周波数帯における移動業務に対する周波数の割当てに当たっては、主管庁は、ITU-R勧告SA. 1154-0に規定するように高密度の移動システムを導入してはならず、他のいずれの種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

改　5.393　付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びインドでは、2310-2360MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務（音声）及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の25MHzの周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項３を除き、デジタル音声放送に限定し、また、決議第528(WRC-15、改)の規定に従うことを条件とする。

改　5.401　アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、スワジランド、トーゴ及びザンビアでは、2483.5-2500MHzの周波数帯は、第9.21号の規定に従って、本規定に掲げる国以外の国から同意を